ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.9/2567
เรื่อง หลักเกณฑ์การให้บริการระบบงานส่งเสริมการลงทุนด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์ (e-Investment Promotion)

非公式訳

投資委員会事務局布告
第 Por.9/2567 号
件名：電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）に関する
サービス提供の基準

仏歴 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 17 条に基づき、投資奨励申請者に対する便宜を図るため、

投資奨励委員会より委任を受けた投資委員会事務局は、仏歴 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 11 条、第 13 条、第 17 条、第 21 条、および第 21 条の権限に基づき、仏歴 2562 年（2019 年）12 月 26 日付投資委員会布告第 Por.8/2562 号、件名：電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）に関するサービス提供の基準を廃止し、次の電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）に関するサービス提供の基準を適用させる。

第 1 項　本布告の対象は電子システムによる仏歴 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 17 条に基づく投資奨励申請者、および被奨励者である事。

第 2 項　本布告に記載していない電子システムによる投資奨励システムに関するその他の実務的手続きは、電子取引法に準じて手続をする事。

第 3 項　本布告では、

「サービス提供者」とは、投資委員会事務局を意味する。

「サービス受領者」とは、投資奨励申請者を意味する。

「電子システムによる投資奨励システム用の申請書」とは、サービス提供者が用件によってインターネットを通じて書類や情報を提出しなければならないと定めた電子システムによる投資奨励申請システムにおける申請書式を意味する。例えば、投資奨励申請書および奨励証書発給の申請書である。

「システム」とは、電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）を意味する。

「ユーザーネーム（Username）」とは、システムにアクセスする際の各自のコードを意味する。

「パスワード（Password）」とは、システムにアクセスする際に、本人確認のために用いられる秘密のコードを意味する。

「電子情報の投資奨励申請書の提出日」とは、サービス受領者が投資奨励申請書および申請書とともに添付する必要がある書類もしくは証拠のリストをこのシステムに電子情報として提出した日を意味する。

「投資奨励申請日」とは、サービス提供者が投資奨励申請書および申請書とともに添付する必要がある書類もしくは証拠のリストを正確かつ完全に確認し、システム内にて申請を既に受理した日を意味する。

セクション 1
電子システムによる投資奨励システムの使用法

第 4 項　電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）の基準および手続きは次の通りである。

4.1 電子システムによる投資奨励システム用の申請書を提出したいサービス受領者は、電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）の手続きに関する布告に記載された規定に従わなければならない。

4.2 システムにアクセスするためのユーザーネーム（Username）とパスワード（Password）を取得するために、サービス受領者は事前に電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）の会員登録を行わなければならない。

4.3 サービス提供者は、電子システムによる投資奨励システムにおいて次のような業務を行う。

4.3.1 法律がある文言を原本と同様に従来の状態にて公表、または保管されなければならないと定めた場合、サービス提供者が次の基準通りに公表または保管を電子的に行った時、原本としての公表または保管が法的になされたと見なされる。

(1) その文言が完成された時以降、その正確性を保つための電子情報処理は、信頼のおける方法である。そして、

(2) 後にその文言を表示できる。

(1) の文言の正確性に関しては、完全性および文言が変更されないことを考慮しなければならない。しかし、その文言の正確性に影響がない承認、追加記録、または文言のやり取り、保管、表示において起こり得る如何なる変更を除く。

(1) の文言を正確に保つ方法の信頼性を判断するには、その文言の作成目的を含め、全ての関連要因を検討しなければならない。

4.3.2 4.3.1 項の定めの下に、法律がある文書または文言を保管がさせる場合、次の基準通りに電子情報として保管した時、その文書または文言を法的に保管したと見なされる。

(1) その電子情報は意味合いが変更されることなく、アクセスや再利用が可能である。

(2) その電子情報を作成または送信の最中に元の状態にて保管したか、作成、送信、または受信した文言を正確に表示できる。そして、

(3) 文言の送受信日付および時間を含め、その電子情報の出元、送信先、そして受信先の特定できる文言の保管。（有ればの場合）

4.3.3 サービス提供者はサービス提供者が定めた基準に基づいて、4.5 項に基づく電子システムによる投資奨励システム用の申請書を検討する。

4.4 サービス受領者はシステムにログインした場合、自分の情報の正確性に対し責任を持たなければならない。サービス提供者の許可を得ないまま、第三者が如何なる目的でユーザーネーム（Username）またはパスワード（Password）を使用してシステムにアクセスした場合、サービス提供者に過失がなければ、サービス提供者はこれに関し一切の責任を負わない。

4.5 電子システムによる投資奨励システムにおける申請を行う際に、申請を希望するサービス受領者はサービス提供者が定めた基準および方法に従い、電子システムによる投資奨励システムに全ての情報を記入すると同時に、関連書類を添付する。

4.6 サービス受領者は投資奨励申請の関連書類の正確性を確認し、サービス提供者に行政機関の証拠かつ所有物として保管されることを許可しなければならない。サービス提供者が関連書類を求めた場合、サービス受領者は速やかにそれを提出しなければならない。

4.7 サービス受領者が投資奨励の申請情報の正確性を確認し、それをサービス提供者に送った後、サービス提供者による許可がなければ、その情報は完全で変更不可なものと見なされる。

4.8 電子情報の送受信に関する安全性を保持するために、従業員がユーザーネーム（Username）およびパスワード（Password）を機密として扱うよう、サービス受領者は方針を決定しなければならない。ユーザーネーム（Username）またはパスワード（Password）を所有しない第三者が自分のユーザーネーム（Username）またはパスワード（Password）を使用したり、悪用できないよう、サービス受領者は使用を許可したり、そのような機会を与えてはならない。第三者にユーザーネーム（Username）またはパスワード（Password）を使用され、サービス受領者が損害を被った場合、サービス受領者の責任と見なされる。

4.9 次のようなことが発生した場合、サービス受領者は直ちにサービス提供者に連絡しなければならない。

4.9.1 サービス受領者が電子情報の送信に使用するユーザーネーム（Username）およびパスワード（Password）を紛失したり、ユーザーネーム（Username）およびパスワード（Password）の所有者でない第三者によって破棄されたり、変更されたり、知られたり、使用されたことが判明した場合。

4.9.2 電子情報の送信に使用されるある従業員のユーザーネーム（Username）およびパスワード（Password）が紛失したり、ユーザーネーム（Username）およびパスワード（Password）の所有者でない第三者によって破棄されたり、変更されたり、知られたり、使用されるリスクが高いと状況的に判断した場合。

サービス受領者は、サービス提供者が第 1 段落に基づく出来事を報告される前に受け取った如何なる電子情報との関連性を否定するために、第 1 段落の事態を理由にしてはならない。

本項に基づく連絡は原則書面にて行われなくてはならないが、緊急の場合は、ファックスまたは電子メール（e-mail）にて連絡し、翌営業日にサービス提供者に書面を送って良いこととする。

第 1 段落に基づく連絡を受けた後、サービス提供者はサービス受領者に提供していた如何なる業務を直ちに中止する。その場合、サービス受領者は再申請を行うことができる。

4.10 サービス提供者が電子情報、またはそれに類似した形にて返答した時から電子情報は受け取られたと見なされる。

第 1 段落に基づくサービス提供者による返答は、送信した電子情報の内容の完全性に対するサービス提供者の確認、または承認と見なされない。

4.11 次のような場合、サービス提供者にサービス受領者の電子情報を拒否する権利がある。

4.11.1 送信後に電子情報が追加訂正されたり、変更されたと技術的に判明した場合。または、送信された電子情報を制御するユーザーネーム（Username）およびパスワード（Password）に異常がある場合。

4.11.2 受け取った電子情報が、その電子情報を送信する時の使用書に記載された技術的規定に合致しないことが判明した場合。

サービス提供者は電子情報の受け取りを拒否した場合、電子情報またはそれに類似した形にてサービス受領者に直ちに連絡する。

4.12 サービス提供者はシステム内にて申請を受理する前に、その申請および申請書とともに提出する必要がある書類もしくは証拠のリストの正確性と完全性を確認する。その申請および申請書とともに提出する必要がある書類もしくは証拠のリストが正確かつ揃った場合はシステムを通じて申請受理の連絡をするが、その申請および申請書とともに提出する必要がある書類もしくは証拠のリストが不正確かつ揃わない場合はサービス提供者が追加提出が必要な書類リストをまとめ、システムを通じてサービス受領者に連絡し、サービス受領者が電子情報の送信日から 30 日以内に 1 回のみシステム内にてその申請を訂正できるよう許可する。当該期間内に訂正が行われない場合または訂正が正確かつ完全に行われない場合はサービス提供者が申請を拒否し、全てのデータをシステムから削除する。

サービス受領者が電子情報の申請書を正確に提出しかつ申請書とともに提出する必要がある書類もしくは証拠を完全に添付した場合または、申請書を訂正するか、サービス提供者がを通じて連絡した通りに追加の書類もしくは証拠を完全に提出した場合は、サービス提供者は追加の書類もしくは証拠を要求することはできない。また、その申請の不完全性または書類もしくは証拠の不完全性を理由として申請の検討を拒否することもできない。

4.13 電子情報の送受信の際に、

4.13.1 サービス受領者の従業員が送信をクリックした際に、ホストコンピューター (GMT+7) に表示された時間を送信時間とし、サービス提供者が受信した際に、ホストコンピューター (GMT+7) に表示された時間を受信時間とする。

4.13.2 サービス受領者の本社または住所を送信地とし、サービス提供者の本社を受信地とする。

4.14 4.13 項の下で、電子情報がシステムに入力された日付を、データの正確性と完全性の確認を待つためにサービス提供者が電子情報を受け取った日とする。但し、その日がサービス提供者の営業日でない場合は、サービス提供者が翌営業日に電子情報を受け取ると見なされる。

サービス提供者は電子情報を受け取った日に情報の完全性を確認し、システムにてその申請の受理を確認する。なお、電子情報を受け取った日までにサービス提供者が受理を連絡しないまたは、4.12 項に基づきシステムを通じてサービス受領者の申請書の訂正を連絡しない場合は、システムが翌日に自動的に受理する。

サービス提供者が 4.12 項に基づく申請書の訂正および申請書とともに提出する必要がある書類もしくは証拠のリストの電子情報を受け取った場合は、サービス提供者が申請書の訂正の電子情報を受け取った日にシステムを通じて訂正受理を連絡しない場合は、システムが翌日に自動的に受理する。

電子情報の投資奨励申請書の提出日は、投資奨励申請日とは見なされない。4.12 項に基づきサービス提供者が申請書および申請書とともに提出する必要がある書類もしくは証拠のリストを正確かつ完全に確認した上で受理しシステムを通じて申請受理の連絡をすれば、投資奨励申請日とする。

投資奨励法律に基づくサービス提供者に対する書類提出または如何なる手続き、あるいはその法律に基づくサービス提供者による如何なる手続きの時間枠は、サービス提供者のコンピューターシステムのとやり取りで電子情報の形でした場合、祝日を問わずに電子システムによる投資奨励システム用の申請書を 24 時間申請できるようにする。

4.15 不可抗力または如何なる原因によって引き起こされたシステムの異常や不備、あるいはサービス提供者に対する法的拘束力がない要因にて、サービスを提供できなかった場合、サービス提供者はサービス受領者に対して損害を賠償しなくても良い。

4.16 サービス受領者の提出した内容がサービス提供者が定めた基準より異なった場合、サービス提供者は例外なく、電子システムによる投資奨励システム用の申請書を検討しない。

セクション 2
電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）のサービス範囲

第 5 項　サービス受領者は電子システムによる投資奨励システム（e-Investment Promotion）の次のようなサービスを利用できる。

5.1 投資奨励の申請
5.2 奨励証書に関する次のような業務
(1) 奨励の受理回答期限の延長
(2) 投資奨励の受理回答
(3) 奨励証書発給用書類の提出期限延長
(4) 奨励証書発給の申請

セクション 3
コンピューターシステムが故障した場合の電子システムによる投資奨励システムの使用法

第 6 項　サービス提供者またはそれより業務を委託された組織のコンピューターシステムが故障し、電子システムによる投資奨励システムを使用できなくなったため、サービス提供者が一時的にコンピューターシステムの代わりに書類ベースを使用するように布告した場合、サービス受領者は書類ベースでの投資奨励システムのサービスを利用できる。コンピューターシステムが故障した日に、サービス提供者の営業所においてサービス提供者が定めた書式および方法にて書面を提出するか、または郵送か、電子メール（e-mail）にて送る。

第 7 項　事務局は仏暦 2563 年（2020 年）1 月 2 日より書類ベースの投資奨励申請の受付を廃止する。

第 8 項　本布告を元に判断ができない場合は、投資奨励委員会の長官に判断を委ねる。

なお、仏暦 2567 年（2024 年）12 月 1 日より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）11 月 25 日

ナリット・テートサティーラサック
（ナリット・テートサティーラサック）
投資委員会長官